



水野裁判不当判決 控訴して闘うぞ！

東京地区分会の水野良則さんが会社を相手取り訴えていた損害賠償裁判で1月24日、東京地裁は「原告の請求を棄却する」という不当判決を言い渡しました。

この裁判は、水野さんが車掌長の職務に就いていたとき、乗客に「アカンベー」をした同僚の車掌を叱責したことに對し会社は、こともあろうか水野さんを日勤教育にし、あらゆるパワハラを繰り返し、水野さんを病気に追い込み、処分発令と出向を命じたのは不当だとして訴えていた事件です。裁判所は、水野さんの訴えを一切認めず、会



社の言い分だけを認めたのです。ハラスメントが社会的にも問題視されている昨今、この判決は社会に反する行為と言わざるを得ません。

本部は同日、「水野損害裁判」判決報告集会を開催しました。水野さんは、不当判決を許さず控訴して闘うことを表明しました。